

大規模商談会「FOODEX JAPAN 2026」における奈良県ブース装飾等 委託業務説明書

1. 委託業務名

大規模商談会「FOODEX JAPAN 2026」における奈良県ブース装飾等委託業務

2. 目的

アジア最大級の国際展示商談会である「FOODEX JAPAN 2026」に奈良県ブースを設置し、奈良の食の魅力を広く発信することで、県内事業者の海外マーケットにおけるニーズを把握し、販路開拓・拡大を支援する。

3. 「FOODEX JAPAN 2026」開催概要

- ・開催期間 令和8年3月10日（火）～3月13日（金）
10:00～17:00（最終日は16:30まで）
- ・開催場所 東京ビッグサイト（東京都江東区有明3丁目11-1）
- ・主催 一般社団法人日本能率協会ほか

4. 委託期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

5. 委託業務内容

（1）奈良県ブースの装飾デザイン、設営、施工及び撤去

下記に基づき、奈良県ブースの装飾デザイン、設営、施工及び撤去を行う。

①出展ゾーン 全国食品博ゾーン

②出展規模 10小間（1小間＝横2.97m×奥行き2.97m）
90.0㎡（6.0m×15.0m）

※4面開放を想定とするが、正式な出展場所については、11月下旬頃に公表予定のため、最終的な奈良県ブースのレイアウトは、必要に応じて適宜修正を加えること。

③出展事業者数 19事業者

④奈良県ブース全体の装飾デザインおよび設計について

- ・遠くから見ても来場者が「奈良県ブース」であることを認識できる装飾とすること。
- ・明るく親しみやすい雰囲気 연출し、来場者が足を止めたい魅力的な装飾デザインとすること。
- ・来場者が効率的に見学することができ、出展事業者が商談しやすい配置とすること。

⑤ブース構成

次の2つのエリアで構成するものとする。

- ・商談エリア：出展事業者が商品を陳列し、来場者と商談するエリア

・バックヤード：出展事業者が共同利用し、試食や試飲の調整や商品等を保管するエリア

⑥各エリアについて

ア 商談エリア

(ア) 各出展事業者コーナー

- ・20小間を確保し、各小間の配置は共用通路からの動線等を配慮し、公平になるよう設計すること。出展事業者が19小間を各1小間ずつ使用し、県が残りの1小間を使用する。
- ・出展事業者小間は集客にできるだけ偏りがない配置となるよう、全て共用通路に面するよう外向きに配置し、各小間の占有面積は公平に配分すること。
- ・すべての出展事業者小間に社名版、展示台、照明、コンセントを公平に配置すること。
- ・社名版は、認識性が高く、ブース全体の装飾デザインと統一感のあるデザインとすること。
- ・展示台は、出展事業者が効果的に商談を実施するのに優位なものを、各小間に1台ずつ設置すること。
- ・照明は明るいイメージの小間となるよう十分な照度を確保し、会場および全体装飾デザインとのバランスに配慮すること。
- ・コンセントは各小間2口（100W）以上配置すること。
- ・出展事業者が追加什器や追加工事を希望した場合には、適切に対応すること。
また、対応することにより費用が発生する場合は希望した出展事業者の負担とし、受託者がその費用を徴収し、主催者の指示に従い支払うこと。

(イ) 商談コーナー

- ・各出展事業者がバイヤーと商談を行う際に、共同で利用可能な商談コーナーを共用通路に面するように設置すること。
- ・同時に4人以上が着席して商談できるよう机・椅子等を設置すること。
- ・PC用電気コンセントを2口（100W）以上設置すること。

(ウ) 商品展示コーナー

- ・各出展事業者の商品やパンフレットを展示する商品展示コーナーを共用通路に面するように設置すること。
- ・各出展事業者の位置図を示す等の方法により各出展事業者コーナーへの訪問を誘導すること。
- ・5の（4）で作成するバイヤー向け出展事業者チラシを設置し、来場するバイヤーに効果的なアピールをすること。

イ バックヤード

- ・試食、試飲を提供するための調理および商品在庫等を保管する場所として使用するための十分なスペースを確保し、外から内部が見えないように設置すること。
- ・エリア内に設置する備品を使用するのに必要なコンセントのほか、エリア内で使用可能なコンセントを2か所（2口（200W）×2か所）以上設置すること。

- ・エリア内で水道を使用できるよう工事を行うこと。
- ・エリア内に配置する備品は以下のものを想定するが、事業の遂行上、効果を高めることを目的として、備品の追加や種類の変更を行うことは可能とする。ただし、備品の追加や種類の変更を行う場合には事前に県に相談すること。

備品の種類	数量
4尺業務用冷凍冷蔵庫	2
2槽シンク	1
手洗い専用シンク	1
調理作業用台	2
会議机	1
折りたたみ椅子	5
スチール棚（幅 900 mm×奥行 450 mm×高さ 1,800 mm）	5
蓋付きゴミ箱	3※

※ゴミの分別方法によって適宜変更すること。

⑦ブースの設営・撤去・運営

- ・各種工事を安全に行い、必要備品を手配し、適切に設置すること。
- ・会場施設等を破損しないように細心の注意を払い、万が一破損した場合は、受託者の責任において対処するとともに、必要な賠償等を行うこと。
- ・ブースの設営および撤去の工事については、11月下旬に主催者から公表される予定の出展の手引きを厳守すること。
- ・ブースの引き渡しは、令和8年3月9日正午とする。
- ・設営期間中および開催期間中は、出展事業者からの問い合わせに対応するとともに、不足の事態が生じた場合は、速やかに現場へ駆けつけ、対応できる体制を整えること。
- ・会期中、発生したゴミは毎日処理を行うとともに、ブースの清掃を行い、常に清潔な状態を維持すること。
- ・展示会終了後、ブースを撤去し、適切に廃材処理を行うこと。

(2) 事前説明会の開催

受託者は、12月中に奈良県で開催予定の出展事業者説明会に出席し、ブースの概要、ブース内に設置する什器、備品等について説明し、出展事業者からの質問や相談に応じること。

(3) 奈良県ブースに常駐する通訳の手配

- ①会期中、奈良県ブースに常駐する通訳（日⇄英）を2名以上配置すること。
- ②手配する通訳は、食品関連の商談会等での通訳実績があり、商談の通訳に精通しているものとする。

(4) バイヤー向けの出展事業者チラシ作成

- ①奈良県ブースの出展事業者を紹介するチラシを作成すること。
- ②チラシは、奈良県ブースと統一感のあるデザインにすること。
- ③チラシには日本語と英語表記で、以下の内容を記載すること。
 - ・出展事業者名、出展商品名、商品画像、奈良県ブース内小間配置図等
- ④サイズは仕上がりA4サイズとし、2つ折り4ページ両面4色フルカラー印刷とすること。
- ⑤1,000部を作成し、3月9日（月）にブースに配架できるように開催会場へ納品すること。

(5) その他

- ①各種申請書類等の取りまとめ及び提出
 - ・奈良県及び出展事業者との連絡調整を行った上で、展示会事務局に対して、小間位置、備品の配置、設営工事及び許可申請書類等の各種申請書類を遅延なく提出すること。
- ②出展負担金の徴収
 - ・19出展事業者から1事業者あたり100,000円（税込）の負担金を徴収し、ブースの設営にかかる経費に充当すること。また、出展事業者から徴収した負担金を充当した業務は明確に区別すること。
- ③光熱水費等の経費の支払い
 - ・ブースの使用により発生する水道代、電気代等、ブースの運営に必要な経費の全ての支払いを行うこと。

6. 成果品

委託業務終了後、委託業務実績報告書を作成し、県に提出すること。

7. その他

- ・受託者は、本業務の遂行に当たっては、県と協議し、適時連絡、確認を取りながら行うものとする。
- ・受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- ・受託者は、別紙「公契約条例に関する遵守事項」を遵守しなければならない。
- ・本委託業務の成果物の著作権については、すべて県に帰属するものとする（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）。著作者人格権についてはこれを行使しないものとする。
- ・その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うこと。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やか

に、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

註：「甲」は奈良県、「乙」は受託者をいう。

公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。